

岩内町地域防災計画 修正案の概要

1. 修正の目的

平成28年4月の熊本地震などを踏まえ、国の防災基本計画やガイドライン等が改正されたところであり、また、北海道においては平成28年8月から9月にかけての大雨等災害に関する検証委員会からの提言を踏まえ、北海道地域防災計画が平成29年5月及び平成30年5月に修正されたところである。

こうした国や北海道の計画変更を受け、岩内町地域防災計画についても、防災対策の充実強化を図る観点から、所要の修正を行うものである。

2. 主な修正内容

(1) 北海道、町、防災関係機関における連携・協力の強化等

○関係機関間の連携

- ・平常時から、災害時の対応についてコミュニケーションをとり「顔の見える関係」を構築するとともに、訓練・研修等を通じて関係を持続的なものとする

○物資輸送の円滑化

- ・国、北海道及び町は、災害発生時に迅速な災害応急対策等が行えるよう、輸送拠点として活用可能な民間事業者施設を把握しておくこと

(2) 町の災害対応能力の向上

○町の災害対策組織の強化

- ・災害情報を一元的に把握し、共有する体制を整備するなど、災害対策本部の機能の充実
・強化に努めること

○避難勧告等を発令するための町の体制構築

- ・躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から、災害時に優先すべき業務を絞り込むとともに、役割を分担するなど、庁内をあげた体制を構築すること

(3) 住民の避難行動への支援や被災者の生活環境の改善等

○避難勧告等の内容周知、わかりやすい避難行動の伝達

- ・避難勧告等の意味と内容の説明等について、日頃から住民への周知に努めること
- ・避難勧告等を発令する際には、その対象者を明確にするとともに、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるよう伝達すること

○地域住民による自主的な避難所運営

- ・避難所の運営に関し、自主防災組織や自治会、町内会等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進めること

○避難所の良好な生活環境の継続的な確保

- ・避難所の実態とニーズの把握に努めるとともに、専門家等との定期的な情報交換に努めること

○災害ボランティア活動の環境整備

- ・災害時のボランティア活動が迅速・円滑に行われるよう、社会福祉協議会、北海道と連携し、災害ボランティアセンターの早期設置をすすめること

(4) 土砂災害・津波災害への対策強化

○土砂災害警戒区域等の指定に伴う修正

- ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定に伴い、当該区域の避難場所、避難路等を追加

○津波災害警戒区域の指定に伴う修正

- ・津波災害警戒区域の指定に伴い、当該区域の避難場所、避難路等を追加

(5) その他

- ・警報・注意報の基準改正
- ・表題の修正、適切な表現への修正 など